

大江町空き家・空き地情報提供システム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における空き家・空き地の有効活用を通して、町外居住者の定住等の促進による地域の活性化を図るため実施する大江町空き・空き地家情報提供システムについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

現在居住及び使用されていない、又は近い将来居住及び使用されないと見込まれる住宅、店舗及びその敷地をいう。

(2) 空き地

現在今日中及び使用されていない、又は近い将来居住及び使用されないと見込まれる宅地をいう。

(3) 空き家・空き地情報提供システム

空き家・空き地に関する所有権を有する者、又は売却及び賃借を行うことが法的に認められた者から提供された空き家・空き地の情報を、本町への定住等を目的として、空き家・空き地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して、本町にある空き家・空き地の情報を提供するシステムをいう。

(空き家・空き地登録の申請等)

第3条 空き家・空き地情報提供システムによる空き家・空き地の登録を希望する所有者（以下「登録希望者」という。）は、空き家・空き地情報登録申請書（様式第1号）及び空き家・空き地情報登録台帳（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録希望の申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家・空き地情報提供システムデータベース（以下「空き家・空き地データベース」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家・空き地情報登録完了通知書（様式第3号）により当該登録希望者に通知するものとする。

(空き家・空き地に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた登録希望者（以下「空き家・空き地登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を空き家・空き地情報登録変更届（様式第4号）及び空き家・空き地情報登録台帳（様式第2号）に変更内容を記載し町長に届け出なければならない。

(空き家データベースの登録取消)

第5条 空き家・空き地登録者は、当該空き家・空き地に係る所有権及びその他の権利に異動があったときなどは、空き家・空き地データベースからの登録取消について空き家情報登録取消届(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、当該空き家・空き地の情報を取消するとともに、その旨を空き家情報登録取消通知書(様式第6号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

3 町長は、空き家・空き地データベースに登録の空き地・空き家に係る所有権その他の権利に異動があった認めるときは、当該空き家・空き地の登録を空き家・空き地データベースから取り消すことができる。

(利用希望者の登録の申請等)

第6条 空き家・空き地情報提供システムによる利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下「利用申込者」という。)は、空き家情報利用登録申請書(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用に関する登録の申請があったときは、次の各号の申請要件に該当しているかを確認の上、大江町空き家・空き地情報利用希望者リスト(以下「利用希望者リスト」という。)に登録するものとする。

(1) 空き家・空き地に定住し、又は定期的に滞在して、地区の諸活動に積極的に参加するとともに、地域の活性化に寄与できる者

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家・空き地情報利用登録完了通知書(様式第9号)により当該利用申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第7条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申込者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を空き家・空き地情報利用登録変更届(様式第10号)に変更内容を記載し町長に届け出なければならない。

(利用希望者リストの登録の取消)

第8条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者リストからを取消するとともに、その旨を空き家・空き地情報利用登録取消通知書(様式第11号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 第6条第2項に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(2) 空き家・空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

- (4) 利用希望者リストからの登録取消の申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

(情報の提供等)

第9条 町長は、必要に応じて、利用登録者に対して、空き家・空き地データベースに登録された空き家・空き地の情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家・空き地登録者と利用登録者が行う空き家・空き地に関する交渉や売買契約及び賃貸借契約等については、関与しない。

3 町長は、空き家・空き地登録者と利用登録者が行った契約後のトラブル等について、一切責任を負わない。

(適用上の注意)

第10条 この要綱は、空き家・空き地情報提供システム以外による空き家・空き地の取引を規制するものではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年 2月23日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月25日から施行する。